

1 議事日程

〔平成16年太宰府市議会第1回（5月）臨時会〕

平成16年5月21日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）
日程第4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）
日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第6 議案第34号 平成15年度山浦川河川災害関連工事請負契約の締結について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番 | 力丸義行 | 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴 | 議員 | 4番 | 橋本健 | 議員 |
| 5番 | 中林宗樹 | 議員 | 6番 | 門田直樹 | 議員 |
| 7番 | 不老光幸 | 議員 | 8番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番 | 大田勝義 | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵 | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 佐伯修 | 議員 |
| 15番 | 安部陽 | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 18番 | 岡部茂夫 | 議員 | 19番 | 武藤哲志 | 議員 |
| 20番 | 村山弘行 | 議員 | | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 17番 福廣和美 議員

4 会議録署名議員

- 18番 岡部茂夫 議員 19番 武藤哲志 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

- | | | | |
|--------|------|----------|------|
| 市長 | 佐藤善郎 | 助役 | 井上保廣 |
| 総務部長 | 平島鉄信 | 地域振興部長 | 石橋正直 |
| 市民生活部長 | 関岡勉 | 健康福祉部長 | 古川泰博 |
| 建設部長 | 富田讓 | 上下水道部長 | 永田克人 |
| 教育部長 | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 花田勝彦 |

総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	税務課長	古野洋敏
市民課長	藤幸二郎	まちづくり技術 開発課長	大江田洋
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。

定足数に達しておりますので、平成16年太宰府市議会第1回臨時会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、

18番、岡部茂夫議員

19番、武藤哲志議員

を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間になりたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

~~~~~

日程第3から日程第5まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第3、議案第31号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」から日程第5、議案第33号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第5までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 皆さん、おはようございます。

平成16年第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変ご多忙の中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日もご提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの3件と、工事請負契約の締結1件、合わせて4件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号から議案第33号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第31号専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、市税条例の一部を改正するものであり、改正後の適用が本年4月1日のため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきます。

改正の主な内容といたしましては、市民税では均等割の人口段階別の税率区分が廃止され、市、県民税均等割は3,500円から4,000円に、公的年金等控除や夫婦間の均等割制度、老年者控除などが年次的に廃止、是正されること、個人住民税の所得割、均等割の非課税基準が引き下げられたこと、長期譲渡所得の課税の特例について税率が改正されたことなどです。

また、固定資産税では、事業の用に供するための家屋の附帯設備を償却資産として課税する方式に変更するための改正であります。

次に、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部が改正されたことにより専決処分をさせていただきます。今回の改正は、条例の一部を改正し、条文の整理を行うものであります。

次に、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、市税条例等の専決処分と同様に、地方税法等の一部が改正されたことに伴う改正であります。改正の内容につきましては、譲渡所得の取り扱いが改正されたことに伴い、関係条文の整備を行うものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第3から日程第5までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

議案第31号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、事前に配付されております新旧対照表で質疑をさせていただきたいと思います。

まず、1ページの24条第1項第2号ですか、ここで老年者、こういう形で寡婦又は寡夫、これらの者の合計所得が125万円を超える場合を除くところになっているところが、まず65歳というふうになりました。そして、第2項で21万6,000円が19万8,000円ということで、1万8,000円引き下げられたわけですが、これの影響はどのくらいあるのかですね。国会では、老年者控除を廃止するという問題が出てきておりまして、縮小、こういう状況ですが、太宰府市ではこういう高齢者に対する部分について、当然控除額が引き下げられれば国民健康保険や介護保険にも影響を与えるわけですが、まずここでの太宰府市で税がどういう状況になるかを説明いただきたい。

それから、31条を今市長が説明しましたが、均等割2,500円が3,000円という形で上がっております。500円ですが、太宰府市の納税世帯平成13年度決算で見ますと、2万8,444人ということになります。これに500円を上乗せしたときには大体1,400万円を超えるわけですが、法律の中で、ある一定、今まで配偶者に対しては均等割がありませんでしたが、今後配偶者にも均等割を課せるといふふうに地方自治法も改正されておりますが、この3,000円というのは世帯、現在課税されてる方の部分に500円なのか、新たに配偶者も課税対象になってるようですが、それは課税しないのか。この増額の部分について説明をいただきたいと思います。

こういう当然専決をしてるわけですし、納付書については当然6月には国民健康保険税であれ、市民税であれ、納税通知を出さなきゃなりませんし、印刷も具体的な説明書の印刷をして郵送するわけですが、この用意ができ上がってるのかどうか、その結果どういう状況になるかというのも、昨年度の市県民税の納税通知書の裏を見ても、均等割が市民税が2,500円、県民税が1,000円ということになっておりますが、まずそういう状況。

それから、それとまた関連をしますが、3ページの上の方にアンダーラインを入れとる中で、所得控除の中で老年者控除額というのがなくなっております、右側の方では。それで、この老年者控除がなくなったために、当然国民健康保険税や介護保険税にも影響を及ぼす可能性があります、この老年者控除の影響額がどんな状況かご説明をいただきたいと思います。

それから、次に4ページ、5ページですが、5ページで個人の市民税の所得割の非課税の範囲が、現在36万円だったのが35万円という形で1万円引き下げられております。この引き下げられた影響がどのくらいあるのか、これもまた説明をいただきたいと思います。

それから、申しわけございません、12ページ。現在のところ改正前は17条の長期譲渡所得の特別控除というところにラインが入っておりますが、今度の場合17条の譲渡所得の金額でラインが入っております。譲渡所得の場合100万円の控除がありましたが、これが廃止されました。そのために、特別控除の100万円の控除がなくなれば、当然譲渡所得の部分についても課税が増えるという結果になるわけですが、これについても説明をいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） それでは、順を追ってご説明をいたします。

今回国が行いました地方税法の改正につきましては、お手元に差し上げてます議案書、あるいは新旧対照表をご覧をいただいてわかりますように、おおむね30項目にわたる改正がなされております。直接我々市民の方に影響を及ぼすといひましようか、特に目につきます項目につきましては、先ほど武藤議員さんが言われました均等割の問題でありますとか、配偶者の均等割の非課税の廃止等々の項目がございます。

質問が上がっておりますいろんな項目につきまして、特にこの条文からいひまして、平成16年度から適用されます改正につきましては、個人住民税の均等割が500円上がったという部分だけが平成16年度から適用になります。武藤議員さんがおっしゃいましたように、確かに500円上がりますので、増額になりますので約2万4,000、5,000人ぐらいの方に影響があつて、試算としては1,400万円、あるいは1,300万円ぐらいだろうという予想をしております。

ただし、ほかの、妻に対する均等割非課税の廃止、つまり妻にも均等割がかかりますという改正につきましては、実はこれは平成17年度から適用になります。しかも、平成17年度が2分の1ということで1,500円、正式に3,000円の均等がかかりますのは平成18年度からになります。

それから、いま一つ、老年者控除の廃止という条文につきましては、これは平成18年度から適用になります。

そして、あと土地、建物等の長期譲渡所得の課税率、つまり特別控除の100万円の廃止でありますとか、税率の改定、これらにつきましては平成17年度分からの適用になります。

したがひまして、実際に平成16年度の税込等々に影響を及ぼしますのは、均等割の非課税基準額、つまりこの新旧対照表でいきますと1ページの部分です。それから、住民税の所得割の非課税基準額、この分が平成16年度から適用という形になります。

ただし、武藤議員さんのご質問にありますどれだけの影響があるのかという部分なんですけれども、数字的にきちつと把握できるのはやはり均等割、500円アップしたという部分が平成15年度の課税状況からして人数が割り出せますので、これを対象としますと約1,300万円前後かなという予測がつきますけれども、あとの非課税基準額が1万8,000円下がつたとか、あるいは所得割の分の課税額が36万円から35万円に1万円引き下げられたという部分の試算については、現状ではまだ調定額として上げておりませんので、予測がなされない状況にあります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 当面その500円の部分については今年の方からですが、まず、1万8,000円だとか1万円とか、控除の部分については今年は全く影響がないということですか。それとも、影響がありますからある一定の補正だとかしなきゃいけません、そういう部分については全くしてないわけですか。予測がつかないということじゃ、私どもちょっと納得がいききたいですけどね。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 実は今各市民の方に納付書を送付する準備をいたしております。特別徴収義務者に対しては、もう既に事務処理は終わっておりますけども、普通徴収で納めていただく方については、今現在納付書の送付事務を行っております。こういうことも一応全部終わらして一定の調定という数字が出た結果で、総体的に精算をした時点で、9月議会あるいは12月というところで補正計上という形になるかというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 議案第31号の質疑はほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第31号につきまして、専決をされてはおりますけれども、反対の立場で討論をいたします。

まず、先ほども説明がございましたように、生計同一の妻に対する非課税措置の廃止、これは納税義務者の妻はどれだけの所得があっても均等割は非課税とする制度ですが、この措置を廃止することで負担額は4,000円となります。この生計同一の妻に対する非課税措置をどうするかという問題は今後検討すべき課題ではありますが、女性の賃金は69%が240万円以下であり、さらに家計所得も低迷を続けております今日、この非課税措置の廃止は住民負担の引き上げとなり、適当ではないと考えます。

次に、個人住民税均等割の引き上げです。市町村民税は、人口段階別に3区分に分かれておりましたが、今回の改正でこの3区分を廃止して一律3,000円に統一をするものです。本市では2,500円から500円引き上げになります。

そして、今回の改正のうち税収入の影響額が一番大きいのが老年者控除の廃止です。この老年者控除は65歳以上で所得1,000万円以下のものに適用され、控除額は48万円でした。この控除の廃止により控除額のみだけ所得が上積みされるという形になります。最低限は年金収入で285.5万円から205.3万円に下がり、個人住民税においても245万円となります。こうした住民税と所得税における負担増に加えて、所得に応じて負担する応能割のある国民健康保険税や所

得段階別保険料となっている介護保険税などにも影響が出て、これも負担増となってきます。

今回のこの地方税法の改正は、三位一体の改革による国から地方への財政支出の大幅削減のもとで、地方自治体と住民の負担でその穴埋めを行おうというのが改正の中身であります。このように個人住民税にねらいを定めた庶民増税は、長い不況で苦しんでいる住民の負担を、暮らしをさらに追い詰めるものであり、到底認められるものではありません。

以上の理由によりまして反対を表明いたしまして討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今、総務部次長から説明がありましたが、この地方税の改正について、三位一体と言いながら地方自治体に対する負担だけを、また住民に負担だけを押しつける内容で、平成16年、平成17年、平成18年と均等割や控除や課税最低限、こういう後から出てきます都市計画税や国民健康保険税に大変な悪影響を市民に与える問題でありまして、3年間にわたってこういう地方税法の引き上げを行うものでありますから、今山路議員が言いましたように賛成はできませんし、国会では民主、社民、共産党、3党はこの案に対して反対の態度を表明しております。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第31号は承認されました。

承認 賛成16名、反対2名 午前10時21分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第32号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」について、質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、先ほど市長の提案理由の説明では条文の整理という形で説明がありましたが、この部分についてですが、まず大変論議になったのが、固定資産税の部分について課税標準額の上限の割合が70%算定されるというのが、まず太宰府市税条例の一部改正新旧対照表21ページの右側と左側にありますが、10分の7を乗じ得た額ということがそのままなっておりますが、今回負担水準60%から70%の範囲で、条例で定める負担水準により算出される税額というのが認められました。

これはもう地方自治体のこれだけ地価が下がっておりますし、大変地価の下落が続いてる中に、70%の負担調整では大変固定資産税が高いんじゃないかということで国会で論議になって、国会では全会一致で60%から70%の範囲ということになっておりますが、この辺について条例を改正する考え方がないのかどうか。以前大変地価が高い状況だったんですが、今大変太

宰府でも地価が下落しておりますが、この負担調整率の割合については改正する考え方がないかどうかお聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今回のこの見直しにつきましては、本市といたしましては現状でいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この部分についてですが、引き下げることについては国会で賛成はしてありますが、ある一定、大きな開発だとかそういう部分については大変大企業に有利な状況がありまして、これも国会で私どもは反対をしておりますので賛成できません。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第32号は承認されました。

承認 賛成16名、反対2名 午前10時24分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第33号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、今年度についてはどういう整理を、長期譲渡所得の場合特別控除100万円が廃止された場合については国民健康保険税がどのくらいぐら引き上がるのか。

それから、平成17年度、平成18年度の年金の老年者控除が廃止されると、当然その分が2万2,000円近く国民健康保険税が上がるということになるわけですね。こういう状況もありますが、長期譲渡所得、売った場合今までは特別控除100万円が認められたのが認められないようになった。こういう状況の中で、平成16年、平成17年、平成18年の間に様々な形で国民健康保険税の引き上げが行われる可能性があるんですが、老年者控除がなくなると介護保険税も階層別で引き上がるようになるわけですね。こういう部分についての見通しは立ってるのかどうか。その辺、今年度の部分の影響と来年、それから平成18年度、地方税の国会での改正とあわ

せて、見通しがわかれば報告いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この譲渡所得、特に特別控除の100万円控除の廃止ということにつきましては、先ほどご説明いたしました平成17年度から適用になります。ただ、これを仮に平成15年度の状況で照らし合わせてみますと、たまたま国民健康保険の加入者で譲渡所得があった人については、ちなみに58件ございました。これによって、税額が約400万円ほどの増額という形になります。

この譲渡所得につきましては、もうご承知のとおり毎年数字っていうのが、件数というのは変わりますので、現在のところどういう影響が出るのかというのは試算はいたしておりません。

それから、老年者控除の関連ですけれども、これも平成18年度から適用という形になります。確かに、老年者控除の廃止はなされるんですけども、ただ、公的年金等控除額というのがございまして、ある一定の年金収入から俗にいう年金控除額、この額も今回の税法改正で50万円増額になっております。ちなみに、公的年金等控除額というのは120万円の控除をされた後に課税標準額という数字で照らし合わせますので、その辺の影響あたりも現在のところ平成18年度からの適用という段階ですので、試算はいたしておりません。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、現在のところ、国会でこれだけの改正がなされてきて、第159回国会で成立してるわけですが、当面のところ平成18年までの間にまたその地方税法の改正の条例を出してくると。来年はまた出してくる、また平成18年も出してくるのか。もう来年度一挙に老年者控除だとかそういういろんな部分を含めた条例を出してくるのか。この中には平成17年、平成18年は含まれてないということですから、来年にまた地方税法の改正条例を出してくるといことなんですか。この中には今も言うように国民健康保険税の老年者控除については入っておりませんから。国会では成立をしてるわけですよ。この中では譲渡所得のみを出してきておりますが、老年者控除について、公的年金の部分についてですが、さっきあなたが言われたように、その部分について控除後の額ですから、いつごろもう出してくるのか。これはもう出さないと課税されないわけでしょ。それはもう初めからわかっとるわけですから、もう専決とかというのはしないで当然議会には出してきましたよね。国会ではもう決まっている。当然専決されれば全く同じようなことになるわけですから。その辺はどうですか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 例えば、議案書の11ページをちょっとご覧いただきたいと思います。

議案書の11ページの第2条第3項の中に、新条例34条の2の規定はというふうな条文がございまして、これが老年者控除のことをうたってるわけです。これにつきましては、そこに書いてますとおり、平成18年度以降の年度分の市民税に適用しますよというような形で、老年

者控除のそこに年度を明記をしてるわけです。こういうことで、現時点で国の方から地方税の改正をしますよという通知っていうのは、我々が受け取った段階でその都度こういうふうに条例、私どもの条例改正という形で提案をさせていただいておりますので、国の状況等々を判断しながら直近の議会なりに提案をしていくという形になろうかというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、この改正で、はっきり言って今3つあれしてきたわけですが、全部平成16年度、平成17年度、平成18年度、次から次にもう引き上げられていくということになるわけですね。じゃあそれとあわせて今国会で論議をされた中で、いろんな地方自治体に関連のある内容についてですが、これはあるちょっと別な、議会全員協議会でも構いませんが、市町村たばこ税の交付金の創設という条例が国会で通っておりますし、それから特に問題があるのは、法定外税の協議同意の一部廃止ということで、今まで法定外の部分について、総務大臣に許可をいただいていたのを、もう一切必要でないという法律も改正されておるわけですね。今歴史と文化の環境税の問題がかかわってくるわけですが、特定納税義務者の意見聴取の法律改正もなされておりますが、やっぱりある一定の機会、ここに出てこない問題。ただし関連する地方税法の問題がありますから、それもある一定議会で説明する必要があるんじゃないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今、武藤議員さんが事例として出されました法定外目的税の問題ですけども、これはもうご承知のとおり法定外目的の税率の引き下げでありますとか、あるいは期間の短縮をする場合について総務大臣の同意を廃止することっていうふうになるわけですけども、これにつきましては、現在のところまだその動きを、私どもが正式には動いておりませんので、今から動こうという形の中で、議会の中で今回税制審議会を立ち上げたいということで、報告はいたしました。そういう状況の流れの中で、適時議会の方にも報告、相談をしていくという形になろうかというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 議案第33号について、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この国民健康保険税条例の一部改正についても、ただいま説明があったように、やはり高齢者控除の廃止によって介護保険や国民健康保険、そして長期介護所得の100万円の特別控除がなくなったために当然国民健康保険税に対する増額になるわけで

すから、これについても賛成はできません。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第33号は承認されました。

承認 賛成16名、反対2名 午前10時33分

~~~~~

日程第6 議案第34号 平成15年度山浦川河川災害関連工事請負契約の締結について

議長（村山弘行議員） 日程第6、議案第34号「平成15年度山浦川河川災害関連工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第34号「平成15年度山浦川河川災害関連工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本工事につきましては、昨年7月19日に発生しました大雨による北谷の山浦川の河川災害復旧工事でございます。

施工業者の決定につきましては、市内業者等本市周辺の10社にて指名競争入札を行い、その結果、株式会社山友建設が工事費1億6,400万円で落札いたしましたので、消費税を加算した1億7,220万円で契約させていただくものでございます。

資料を添付しておりますのでご参照いただきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 平成16年度の一般会計、平成15年度の繰り越しとして工事をするわけですから災害復旧について早急にしなきゃいけません、これについて国の補助金額がまず地方債も含めて幾らなのか、一般財源の持ち出しが幾らなのかをまず説明をいただきたい。

それから、特に今以前も入札問題について質問いたしましたが、この金額、競争入札についての落札率は何%なのか、わかれば報告いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 1億7,200万円の契約でございます、ちょっと数字をはじいておりませんが、約3分の2が国庫の補助金です。残りの95%が起債です。その起債についても、かなりの部分、元利償還金の100%について交付税の算入が後日償還のときにあるというふうに、そういう仕組みになっております。

それから、落札率といいますと、私どもの予定価格からということですかね。

（19番武藤哲志議員「はい」と呼ぶ）

私どもの予定価格をまだ公表いたしておりませんので、これについてはお答えを差し控えていただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） もうある一定新聞でも公共事業については落札率が結果ですから、もう入札の終わった後ですから、これで何%で落札されたぐらいは新聞でもいつも言われてるわけですから。ここで見ますと業者の中で一番高いのは1億6,830万円、これに対する消費税を入れれば幾らというふうになるわけでしょう。これじゃ落ちなかったということになるわけで、最低が1億6,400万円消費税を入れて1億7,220万円とこうなるとるわけですが。その事後にとか、今の入札を透明化しなさいという中で、事前事後も公表しない、落札率も公表しないということになってくると問題があるんじゃないですか。この前私も一般質問して、国は明らかにしなさいと。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これには設計額がございまして、設計額の公表はしていません。

私どもまだその準備をいたしておりませんので、予定価格、あるいは設計価格とも諸事情によって公表いたしておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 問題がありますからちょっと休憩をしていただけませんか。これだけ議会に承認を求めてきて、税金を使って公共工事もやる、3分の2が国庫補助で95%は交付税というけど、交付税は今年のやつ見ても特別交付税も普通交付税もあれだけへずられておっして居るわけですが、ある一定のこれだけ議会に承認を求めてきて、金額が幾らで何%とかというのはあるでしょうけど、入札の価格について設計とかいろいろあるでしょうけど、もうその金額ぐらいは公表するために、ちょっと執行部の意思の統一ができてないということであれば、ちょっと休憩をしていただいて、お願いできませんか。

議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

~~~~~

再開 午前10時54分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 武藤議員からのご質問で、契約率っていうものですか、これについても知りたいということでございますが、私ども現在指名競争入札というのをやっております、非常に市内業者の育成っていうことで業者も限られております。予定価格の公表等についても武藤議員から再三そういうこともやったらどうかというようなことを、制度の見直しも今後やるべきだっていうようなお話も伺っております、それについては政府の電子入札の制度、一般競争入札の制度の導入等がございますので、それにあわせてそういう意向で進めていきたいと思っております。

今回、そういうような狭い範囲の中で契約、落札率等を公表しますと、市内の業者が努力しないというような形も出てまいりますので、地元業者の育成という面から、今回は予算との対比という形で皆さんにお知らせをしたいというふうに考えております。

今回、この山浦川の河川災害復旧工事の予算額については、約1億8,400万円でございます。これに対して今回1億7,220万円を契約いたしますので、これに対比しますと93.58%の価格で入札が行われて落札したと、そういう形でございます。93.58%です。

以上でご説明にかえます。

議長（村山弘行議員） 議案第34号に対する質疑はほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第34号は可決されました。

可決 賛成18名、反対0名 午前10時56分

議長（村山弘行議員） お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの

につきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長(村山弘行議員) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了しました。

これをもちまして平成16年太宰府市議会第1回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成16年太宰府市議会第1回臨時会を閉会します。

閉会 午前10時57分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年8月25日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 岡部茂夫

会議録署名議員 武藤哲志